

- (6) 混合処遇の対応・緩和策として実施したいのはどれでしょうか
 (5)の番号で当てはまるものがあれば、その番号を。それ以外にあれば下に記入してください
 ()
- (7) 混合処遇の解消策として、年齢や相談別に一時保護場所を分ける案が提案されますが、なかなか進まないのはどうしてでしょうか(複数回答可)
 a 一時保護所が県内に1ヶ所しかない
 b 別の一時保護所が遠く、相互利用が不便
 c 中高生を引き受ける一時保護所は出ないだろう
 d 混合処遇もいい面があり、全面的に分ける必要がない
 e 一時保護した児童を身近で観察し、話しをする必要があり、遠くの一時保護所に一時保護するとケースワークが困難になる
 f その他 ()
- (8) 一時保護所の施設・人員の基準は児童養護施設の最低基準を準用していますが、それで十分だと思いますか。
 a 十分足りている
 b 十分ではないが対応している
 c 足りないが何とか対応している
 d 対応できていない
 e その他 ()
- (9) どの程度の職員数が必要と思われますか
 a 情緒障害児短期治療施設なみ(6歳以上で子ども5人に対して職員1名)
 b 障害児施設なみ(6歳以上で子ども4人に対して職員1名)
 c 常時6歳以上の子ども6人に対して職員1名
 d その他 ()
- (10) 一時保護所の適正規模はどの程度でしょうか
 a 6人以下
 b 7~12人
 c 13~18人
 d 19~24人
 e 25~30人
 f 31~36人
 g 37人以上
 その理由 } }

(11) 混合処遇解消策として要望や意見、工夫している点などがあれば記入してください

8 平成17年9月21日(水)の状況

平成17年9月21日(午前0時から夜12時までの24時間)の様子をご記入ください

(1) 子どもの状況

①男子

(単位:人)

	養護	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
就学前(0~5歳)				
小学生(6~11歳)				
中学生(12~14歳)				
15歳以上				

②女子

(単位：人)

	養護	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
就学前 (0～5 歳)				
小学生 (6～11 歳)				
中学生 (12～14 歳)				
15 歳以上				

(2) 子どもの入退所

- ① 入所 (組 人)
 ② 退所 (組 人)
 ③ 緊急保護 (組 人)

(3) スタッフ体制

- ① 日勤 児童指導員 (人)、保育士 (人)、心理職 (人)
 学習指導員 (人)、その他 (人)
 ② 夜勤 児童指導員 (人)、保育士 (人)、その他 (人)
 うち 男性 (人)、女性 (人)

(4) 子どもの面会等

- ① 保護者の面会 (人、計 回)
 ② 担任等関係者の面会 (人、計 回)
 ③ 子どもの通院 (人、計 回)
 ④ 子どもの軽微なケガ (人、計 回)
 ⑤ 心理職の面接 (人、計 回)
 ⑥ 福祉司の面接 (人、計 回)
 ⑦ その他 (人、計 回)
 ⑧ その他 (人、計 回)

(5) 子どものトラブル (複数回答可)

- a いじめ (回)、 b 口けんか (回)、 c 暴力を伴うけんか (回)
 d 物壊し (回)、 e かんしゃく (回)、 f 他児への暴力 (回)
 g 職員への暴力 (回)、 h 職員への反抗 (回)、 i 夜尿 (回)
 j パニック (回)、 k 無断外出 (回)、 l 自傷行為 (回)
 m その他 (回、 回)

(6) 今日の状況は日ごろと比べていかがですか

- a 日ごろより忙しい b 日ごろとほぼ同様 c 日ごろより忙しくない

一時保護所での子どもへの対応困難場面調査

調査票Ⅲ

貴一時保護所において平成 17 年 4 月から 8 月までの間に、子どもへの対応に最も困難を感じた場面についてご記入下さい。

記入方法 (1) 「複数回答可」と書いてある設問以外は、必ず一つをお選びください
 (2) アルファベット (a～m) を選ぶ場合は、該当するものに○をつけてください
 (3) 表の空欄や () 内には、数字や文字、文章等を記入してください

都道府県名 () 児童相談所名 ()

1 対応困難場面発生時間

(1) 日時

() 月 () 曜日 () 時ごろ (※24 時間単位でご記入下さい。例：午後 1 時→13 時)

(2) 時間帯

- a 自由時間 b 学習時間 c 入浴時 d 食事時間
 e その他 ()

2 その時点での入所率 (%)

3 その時点での入所児の内訳

(1) 男子

(単位：人)

	養護	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
就学前 (0～5 歳)				
小学生 (6～11 歳)				
中学生 (12～14 歳)				
15 歳以上				

(2) 女子

(単位：人)

	養護	うち虐待	非行・ぐ犯	その他
就学前 (0～5 歳)				
小学生 (6～11 歳)				
中学生 (12～14 歳)				
15 歳以上				

4 その時点での職員体制

児童指導員 () 人、保育士 () 人、心理職 () 人

学習指導員 () 人、その他 () 人

うち 男性 () 人、女性 () 人

5 その時点の背景要因 (一時保護所全体の要因、複数回答可)

- a 入所児童数の多さ b 職員数の不足 c 一時保護所の狭さ d 同年齢児の重複
 e 他児の施設入所 f 他児の退所 g 非行児の重複 h 職員の未熟
 i 職員の目の届かないところでイジメがある j 入所期間が長い k 児童福祉司の接触不足
 l 子どもの不満の蓄積 ()
 m その他 ()

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書

分担研究者 小野善郎 和歌山県子ども・障害者相談センター

虐待を受けた子どもと親への支援・治療に関する研究

小野善郎（和歌山県子ども・障害者相談センター）

研究要旨 現在の児童虐待対応における分離保護の実態を検証した上で、リスク要因の評価方法と予後の評価方法についての基礎的な分析を行った。被虐待児の分離保護の実態に関する調査としては、和歌山県内の2つの児童相談所で平成13年度から平成16年度に児童虐待のために分離保護したケースを調査し、693例の虐待例のうち139例(20%)が一時保護され、そのうち65例(46.8%)が児童養護施設などの家庭外に措置されていた。分離保護した例では一時保護期間の長期化(特に司法手続きを行った例)や家庭復帰の困難さが明かとなった。このような実態から、一時保護は単なる安全の確保やアセスメントだけでなく、一時保護中から被虐待児への支援や治療を行う必要があること、分離保護後の効果的な支援・治療の開発とともに、児童相談所による支援経過の評価と判断基準の確立の必要性が示唆された。また、わが国で実施されている被虐待児のアセスメントなどについて調査を行い、リスクアセスメントとともにケース支援にもつながる方法の有用性が示唆されるとともに、虐待ケースの進行管理において再統合の可能性の評価とケース終結(パーマネンシー)の判断についても検討する必要があると考えられた。

研究協力者（五十音順）

衣斐哲臣（和歌山県子ども・障害者
相談センター）
小瀬朝海（和歌山県立医科大学）
桐本吉祥（紀南児童相談所）
鈴木 玲（和歌山県子ども・障害者
相談センター）
田中和子（和歌山県子ども・障害者
相談センター）
八代一司（和歌山県子ども・障害者
相談センター）
山本 朗（紀南こころの医療センター）

児童相談所は子どもを保護するために親子分離を行わざるを得ないことも少なくない。しかし児童相談所は危機介入としての親子分離後も、被虐待児へのケアや家族の再統合を目指した親の指導やケアも行わなければならない。本分担研究では、これらの分離保護後の子どもと親への支援を有効かつ効果的に行うために、危機介入から分離保護、さらにはその後の支援過程における子どもと親の適応状態やリスク要因の評価方法を検討すると共に、より効果的な分離保護後の支援のための基盤作りを目的として実施した。

初年度の平成17年度は、予備的な研究として現在の児童虐待対応における分離保護の実態を検証し、現在行われている分離保護

A. 研究目的

深刻な児童虐待事例に対する介入として

後の治療・支援の現状を明らかにすることと、現在の虐待対応で使用されているリスク要因や家庭状況の評価方法、再統合プログラムなどの調査を行い、現在の分離保護とその後への支援に求められる課題を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

本研究を実施するために、児童相談所において児童虐待対応に従事している児童精神科医、児童福祉司、心理判定員を研究協力者とした研究班を組織し、以下の3つの研究を実施した。

1. 分離保護の実態調査

児童相談所に対応している児童虐待相談について、分離保護の実態とその後への処遇についての実態を調査した。

対象は和歌山県内の2つの児童相談所（和歌山県子ども・障害者相談センター、紀南児童相談所）において、平成13年度から16年度までの4年間に虐待相談として受理した児童693例で、児童記録に基づいて以下の事項について調査した。

- 1) 児童の年齢、性別
- 2) 相談経路
- 3) 虐待種別、虐待内容
- 4) 児童相談所の関与（過去の相談歴）
- 5) 一時保護の有無
- 6) 相談受理から一時保護までの日数
- 7) 保護者の同意の有無
- 8) 一時保護期間
- 9) 家庭裁判所への申し立ての有無
- 10) 児童相談所の処遇
- 11) 一時保護解除後6か月の転帰

これらの調査データから、児童虐待相談例の分離保護の現状を検討した。

2. 既存アセスメントの調査

児童虐待相談例のリスク要因の評価や家族機能の評価のために、現在使用されている評価方法を文献的に調査し、その特徴と分離

保護後の治療・支援における有用性と課題について検討した。

3. これらの2つの研究結果を踏まえて、分離保護後の治療・支援のあり方を検討した。

C. 研究結果

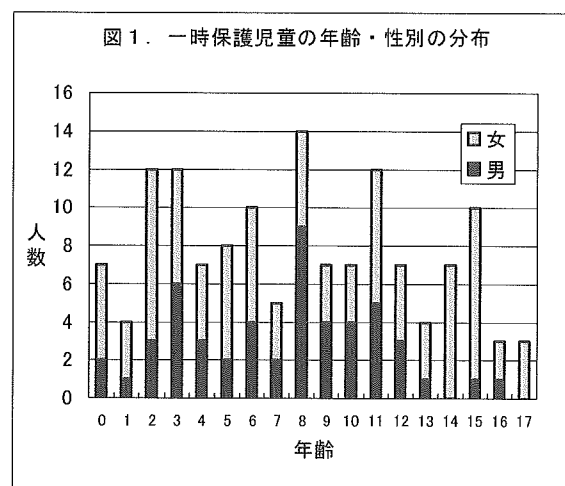
1. 分離保護の実態

平成13年度から16年度までの4年間に和歌山県の2つの児童相談所で受理した児童虐待相談693例のうち139例（20%）が一時保護されていた。虐待種別ごとに一時保護された割合をみると、性的虐待では約4割が一時保護され、次いで身体的虐待（25.7%）で一時保護率が高かった。心理的虐待はもっとも一時保護される割合が低かった（表1）。

表1. 虐待種別と一時保護の割合

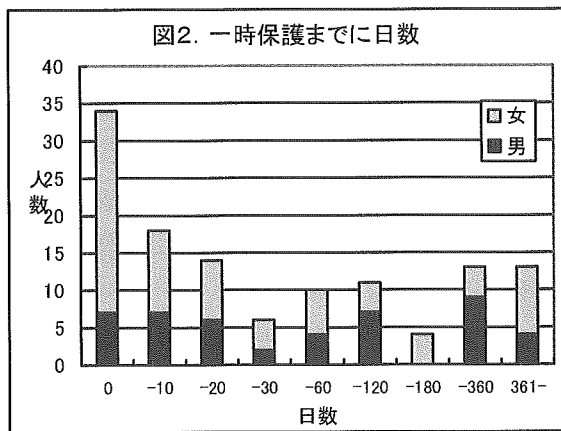
虐待種別	総数	一時保護 (%)
身体的虐待	269	69 (25.7)
ネグレクト	312	58 (18.6)
性的虐待	24	10 (41.7)
心理的虐待	88	2 (2.3)
合計	693	139 (20.1)

一時保護された139例の性別は、男51例、女88例で女の方が多く、年齢は8歳をピークとして左右対称の分布を示していたが、中学生以上の年齢では女児が圧倒的に多い傾向が認められた（図1）。

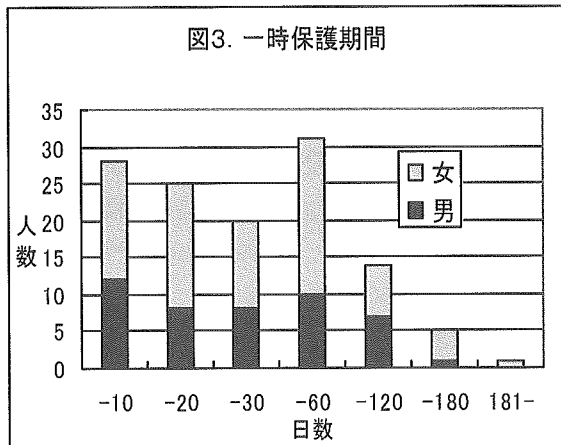


一時保護例のうち93例(66.9%)は保護者が同意しており、67例(48.2%)は今回の一時保護の前にも児童相談所での相談歴がある例であった。

児童相談所が相談を受理してから一時保護するまでの日数は、受理の当日に保護した例がもっとも多く、全体の46%は10日以内に一時保護されていた。しかし1か月以上後になってから一時保護に至るケースも少なくなく、1年以上経ってからの保護例も13例認められた。

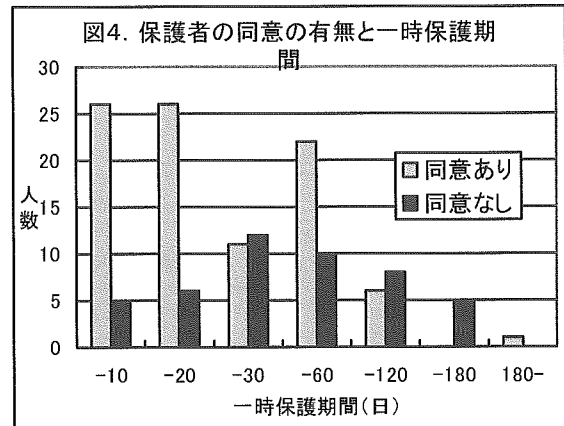


一時保護期間については、31日から60日が多かった。20日以内に解除される例は全体の38%に過ぎず、被虐待児の一時保護期間は全般的に長期である傾向が認められた(図3)。



また、一時保護に際して保護者の同意があった場合となかった場合とで一時保護期間

を比較すると、保護者の同意があった例では一時保護期間が20日以下の例が多く、それに対して同意がない場合は一時保護が1から2か月及ぶことが少なくなかった(図4)。



家庭裁判所に対して児童福祉法第28条(施設入所の承認)あるいは第33条(真剣喪失の請求)の申し立てを行った例は11例で、このうちの8例は女児であった。

女児の虐待例(78例)で、性虐待とそれ以外の虐待の特徴を比較すると、性的虐待は、一時保護にあたって保護者の同意が得られない場合が多く(50%)、家庭裁判所への申立を行う例も多く(40%)、一時保護の期間が長くなる傾向が認められた(性虐待例の平均一時保護期間は140.5日で、それ以外の虐待では23.0日であった)。性虐待では加害者の刑事告発に伴う警察の捜査や家庭裁判所への申立といった司法手続きを伴うことが多く、一時保護が長期化することが多いと考えられた。

一時保護をした児童の処遇は、65例(46.8%)は児童養護施設等に措置され、21例(15.1%)は虐待者と別居する形で帰宅し、残りの53例(38.1%)は一時保護の解除後に元の家庭に戻った。

一時保護解除して6か月後の転帰をそれぞれの処遇ごとにみると表2のようになる。いずれの処遇においても児童相談所が継続指導をしていた例がもっとも多かったが、帰

宅例のうち虐待者と同居の場合で2例、虐待者と別居した5例は再分離され、一時保護または施設措置となっていた。また、一時保護後に児童養護施設などに措置された例では家庭復帰した例は5例に過ぎず、家族再統合の困難さが示唆された。

表2. 一時保護解除後6か月の転帰

	帰宅		施設措置	合計
	虐待者 と同居	虐待者 と別居		
継続指導	39	13	57	109
集結	12	3	3	18
再分離	2	5	—	7
家庭復帰	—	0	5	5
合計	53	21	65	139

2. 既存アセスメントの調査

虐待対応のための評価尺度としては、子どもを家庭から分離保護する際の一時保護決定リスクアセスメント指標が加藤ら（2000）により作成された。そして、次の段階として一時保護ならびに施設処遇をした児童を、家庭に戻せるのか戻せないのかという判断、そして戻すとなれば虐待の再発や危険を最小限に抑えたよりきめ細かい見落としのない判断、すなわち家族再統合に向けたアセスメント指標が求められた。そのためのチェックリストがすでに全国の児相を中心にいくつか作成されている。先駆けとなったのが横浜市（2001）の「家族支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアル」である。このチェックリストをモデルにした同様の指標が神奈川県（2001）、兵庫県（2002）、愛知県（2003）、静岡県（2005）などで作成された。

そのうち横浜市のチェックリストを簡単に紹介する。構成は①児童の状態（3項目）、②親・家族の状態（9項目）、③親子関係の状態（2項目）の計14項目について0～5の6段階評価で行う。特に重要な6項目には◎

印が付してある。評価は単に段階的ではなく基準が詳述されているため、評価者の恣意的な判断や個人差を少なくする工夫がされている。最終ゴールは全項目が「5」（安全）になることだが、家庭復帰のための面会や外出を考慮する基準が、たとえば重要項目はすべて「4」以上、2項目で「5」でなくてはならないなどと設定されている。横浜市児相の金井（2003）は、事例を提示しチェックリストの有効性を示すと同時に、点数はあくまでも指標であり担当職員や関係者がリスト評価を介して話し合いを重ねる過程が重要と述べている。

以上のチェックリストが担当職員ら援助者側が一方的に家族を評価するという形式であるのに対し、むしろケース支援を行うなかで援助者と家族側が協働関係を作り上げ虐待のリスク面だけではなくケースの持っている安全面や強さも同時に評価するという方法が注目されている。ターネルら（1999）が提唱するサインズ・オブ・セイフティ・アプローチによるアセスメントである。児相など保護機関が関与すべき虐待のリスク要因を最重視しつつ安全の確保を担保していつて、家族が持っているリソースを活用して再統合につなげていこうとする解決志向型のケースワーク技法でもある。静岡県では、上記のチェックリストにこのアセスメント法を組み合わせた試みを行っている。

3. 分離保護後の治療・支援のあり方

今回の分担研究で行った児童虐待による分離保護の調査結果からは、虐待相談例の約2割が一時保護され、そのうちの約半数が児童福祉施設等への入所措置により家庭からの分離処遇が行われていることが明らかになった。

分離処遇した例の半年後の転帰では、家庭復帰できた例が非常に少なく、分離処遇が長期化する傾向が認められたが、一時保護後に帰宅した場合でも、虐待者と別居する形で帰

宅した例では、半年以内に再分離された者が多く、必ずしも安定した転帰には至っていないことが指摘された。

被虐待児の分離保護をめぐる問題点としては、一時保護期間が長期化している例が少ないことが指摘された。これは保護者への対応や関係機関との調整などに時間を要することや、加害者が逮捕された例では警察からの聴取が必要になること、さらには家庭裁判所への申立を行った例では司法手続きに時間を要することなどの要因が影響しているものと考えられる。特に性的虐待の事例では、加害者の逮捕や家庭裁判所への申立を伴うことが多いので、長期化する場合が多かった。

このような分離保護の現状に対して、以下のような課題を検討する必要があると考えられた。

- 1) 一時保護のあり方：一時保護が長期化している現状に対して、これまでの被虐待児の安全の保護とアセスメントを中心とした保護だけでなく、一時保護中から子どもへの治療や家庭の支援を行う必要性がある。
- 2) 分離処遇後の支援・治療とその評価：被虐待児への治療プログラム、家族支援、家族再統合プログラムの充実に加え、児童相談所による支援過程の評価と判断基準の確立が必要。

これらの課題の中で、本研究においては、既存の治療プログラムやアセスメントについての現状を把握した上で、特に児童相談所の児童虐待相談への対応の実務に直接的に関連する問題として、分離保護後の治療・支援のあり方を検討した。

分離保護後のアセスメントとしては、被虐待児の心理的アセスメントと家族再統合の可能性についてのアセスメントが求められる。前者については、トラウマ体験やそれに関連する精神症状を評価するアセスメントについて多くの研究が行われており、それに

基づいて被虐待児への治療や支援を行うことが可能になっている。

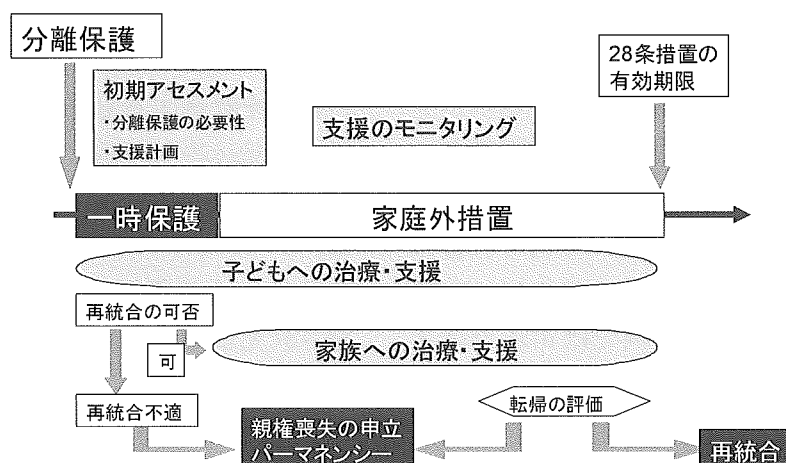
一方、後者については、家族の再統合を目的として家族に対する支援計画を策定しその転帰を評価するものであるが、再統合の可能性が見込めない例では、それに代わる支援（パーマネンシー）を行う判断も必要になる。このタイプのアセスメントは虐待リスクを評価する手段として多くの尺度などが開発され児童保護の現場でも利用されており、分離保護の必要性、家庭への支援の必要性、分離保護の解除・家庭への再統合の評価などの内容を含んでいる。これらはいずれも家族に対して支援を行うことを前提とした評価であるが、家族の保持・再統合を行わない（つまり親権喪失が適当）基準と評価方法を含むアセスメントは未確立な状態にある。

これらの現状を踏まえ、さらに平成 17 年度に改正された児童福祉法で家庭裁判所の審判によって施設入所が承認された場合の措置期間は 2 年を超えてはならない（家庭裁判所の承認を得て期間の更新は可）と規定されたことを考慮し、本研究では分離保護から 2 年の期間での治療・支援とそれに伴う評価のあり方について検討を行うことにした。

その結果をまとめたのが図 5 である。分離後には初期アセスメントとして分離保護の必要性と支援計画を評価し、家庭外に措置している期間においては支援をモニタリングすることを目的としたアセスメントが必要となる。そして、転帰の評価として家庭復帰が可能かどうかを判断し、可能であれば子どもを帰宅させ、不可能であればそれに代わるパーマネンシープランを実施しなければならない。

この転帰の判断の時期についてはさらに検討を必要とするが、たとえばアメリカの虐待対応の基本的な連邦法である Adoption Safe Families Act (ASFA, 1997) では、児童保護局が行う支援は期間を限定したサービス（6

図5. 分離保護後のアセスメントと支援・治療のTime Frame



～18 か月以内) を提供し、無効であれば親権喪失などを行うことを規定している。わが

国の法律にはこのような期間の規定はないが、ひとつの目安としては児童福祉法 28 条が規定している 2 年間が考えられ、児童相談所の実務としても、28 条によって施設措置した児童について 2 年の時点での判断基準と評価方法を確立することは差し迫った課題と言える。

もうひとつの残された課題が、分離保護後の初期アセスメントでの再統合の可否の判断である。実際の児童虐待への対応では、家族再統合を目指す家庭への支援は重要であるが、中には再統合が不適当な場合もある。合理的な判断基準によって再統合の可否を判断することは、より有効な家族支援のためにも非常に重要な課題である。アメリカの ASFA では、再統合の努力を要しない条件として、以下の 4 項目を明記している：1) 親が子どもを「悪質な環境」に曝している場合（遺棄、拷問、慢性の虐待、性虐待など）；2) 親が他の同胞を殺人・故殺またはその共犯、示唆、未遂、他共謀または依頼；3) 親が自分の子どもに重傷を負わ

せるような凶悪行為を行う；4) 他の同胞に対して親権が剥奪されている親。わが国の児童福祉においても、これらの条件について検討し、その判断基準を明確にするための作業が必要であると考えられた。

分離保護後の治療・支援のあり方については、以上のような課題が明らかとなった。これらの課題については、次年度の分担研究において具体的に検討する予定である。

D. 考察

児童相談所における児童虐待相談事例での分離保護の現状から、次のような課題が提起された。

1. 児童虐待のために分離保護された例の中で家庭復帰できる児童はきわめて少ない現状が認められ、支援プログラムの拡充の必要性が高い。
2. 一時保護が長期間に及ぶ例も少なからず認められ、特に性的虐待では分離保護する割合が高く、司法手続き（加害者の訴追、家裁への申立）を伴う場合も多いため、期間も長期化しやすい傾向があった。このような現状に対して、児童の保護とその後の処遇を判断するための一時保護の機能に加

えて、一時保護中から治療・支援を開始する必要があると考えられた。

3. 被虐待児の保護と支援のためには適切なアセスメントと支援プログラムの確立は不可欠である。被虐待児の心理アセスメントや虐待リスクのアセスメントについては既に有用なものが開発されているが、より合理的・効果的な児童保護のためには、再統合の可能性の評価とケース終結（パーマネンシー）の判断について検討する必要があると考えられた。

E. 文献

愛知県(2003) 被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル。

平成 13 年度神奈川県虐待防止対策班親指導チーム(2001)：再統合に向けた評価の取り組み。厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」平成 13 年度報告書 pp. 95-119.

兵庫県こどもセンター(2002)：家族支援のためのチェックリストの手引き。

金井剛(2003)：家庭復帰に向けた児童虐待の進行管理について。厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「児童虐待に対する治療的介入と児童相談所のあり方について」平成 14 年度研究報告書 pp. 566-580.

加藤曜子，津崎哲郎：(2000)児童虐待一時保護決定リスクアセスメント指標研究報告書，大阪府子ども家庭センター。

小野善郎(2004)：児童相談所と精神科医療の連携・協力に関する研究～その 1～アメリカの Child Guidance Clinic と日本の児童相談所。平成 15 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書 pp. 368-387.

静岡県賀茂・中央・東部・西部児童相談所県立吉原林間学園編(2005)：児童

虐待 家族支援（再統合／再生・強化）のためのガイドブック。

Turnell A., & Edwards S. (1999): Signs of Safety: A solution and safety oriented approach to child protection. 白木孝二／井上薫／井上直美監訳(2004)：安全のサインを求めて。金剛出版。

横浜市児童相談所(2001)：家族支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアル

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書

分担研究者 加賀美尤祥 山梨県立大学人間福祉学部

施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究

加賀美尤祥（山梨県立大大学 人間福祉学部）

研究要旨

我が国に於いては、1990年代前半頃より家庭内子ども虐待の児童相談所への通告相談件数が急増してきている。伴って入所児童施設への入所率とそのうち虐待を受けたとされる子どもの占める割合共に急増の一途にある。これと相呼応する様に施設内に於いて子どもへの権利侵害事件がマスメディアを通じて報道される事例も多く見られる。本研究は施設内虐待の発生原因やその経緯、背景などを明らかにすべく調査・研究をすすめた。さらに、その予防と介入や入所児童のケアについて一定の方向を見出す為、次年度以降の調査研究のあり方が考察された。

研究協力者

加藤尚子（目白大学人間社会学部）
加藤純（ルーテル学院大学総合人間学部）
菅原哲男（社会福祉法人光の子どもの家）
高橋利一（法政大学現代福祉学部）
高橋久雄（昭和女子大学人間社会福祉学部）
伊達直利（児童養護施設旭児童ホーム）
瀧口桂子（児童養護施設旭児童ホーム）
藤岡孝志（日本社会事業大学社会福祉学部）
和田上貴昭（日本社会事業大学実習教育センター）
若松亜希子（日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程実習）
城戸裕子（日本社会事業大学大学院）
佐藤協子（埼玉県立上尾高等学校）

び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究」の分担研究である。施設内における子どもへの虐待は、児童福祉法に定める様々の児童福祉施設に於いてこれまでも散見されてきたが、1995～1999頃に発覚したC県やK県のいずれも児童養護施設に於ける子どもへの権利侵害事件として、マスメディアに大きく取り上げられたこと等から、国は児童福祉施設最低基準の第9条に児童福祉施設長の懲戒権の乱用禁止規定を定め、その防止に向けて制度改正を図った。一方、平成12年度制定された「児童虐待の防止等に関する法律」に於いても同16年度改正の第2条に保護者以外で児童の養育に携わる者の場合、児童への虐待とみなし、これを明確にするところとなった。

しかし、こうした取り組みにも関わらず、施設内虐待は各地域において発生し続け

A. 研究目的

本研究は、主任研究者 奥山眞紀子氏の研究課題「児童虐待等の子どもの被害および

ておりその殆どがマスメディアの報道により顕在化しているものである。

本研究では、今日、児童養護施設入所児童の半数を超える児童が何らかの虐待的環境で育った子どもであることからこうした児童福祉施設内の虐待が子どもの発達に及ぼす影響の大きさを考えた時、その予防とその介入方法や子どもへのケアのあり方を研究考察することの重要性は、極めて高いものであると考える。

B. 研究方法

1. 調査研究

(1) 当該年度は過去にマスメディア等で大きく報道された S 県 2 施設 N 県 1 施設の施設内虐待の実態・介入経過・改善への取り組み等を関係施設やその他関係者から聞き取り(ヒヤリング)調査を行うこととした。加えて S 県に於ける人口動態と過去 10 年間(1988 年から 2004 年)

児童相談所への虐待相談通告件数の推移についての

実態をを把握する。(表 2-1.2)

ヒヤリング調査の結果を研究協力者(現在、児童養護施設)

(2) 経営する施設長、児童福祉分野の研究者等)を中心に事

例の検証、研究、協議の上、予防・介入・子どものケア

への指標を見出す。

(3) 平成 7 年度から 17 年においてマスメディア報道された施設内 児虐待の地域別件数の把握。(表 3)

(倫理面の配慮)

当該研究に協力する全ての関係者に守秘義務の遵守を求める。又、その為の誓約書提出を義務付ける。

C. 研究結果

今回ヒヤリングした 3 施設とも共通することは、施設内に於ける施設長あるいは職員による児童への不適切な対応や権利侵害の実態は、措置機関である児童相談所が以前から認知した経緯があったこと、しかし、改善に向けての介入指導が殆ど果たせてきていない。

次にいずれの場合も施設内虐待の実態がマスメディアの報道により広く顕在化することとなった結果、県当局の担当課が介入・指導・改善勧告した。そうした経緯を経て、法人理事、施設長、関係職員の更迭、また施設によっては県が介入指導、改善委員会の立ち上げ等の措置がとられている。

一方、こうした施設の動向の中で二次的被害を受けたであろう入所児童への支援体制が十分に配慮された結果は見られない。又、3 施設に共通するのは地域社会から孤立し、閉鎖的傾向があり子どもたちも地域社会との関わりを殆ど持ってこなかったということも判明した。

D. 考察

① 今回、調査研究の対象とした施設の職員配置基準は国が定める最低基準、職員の加算等をクリアするレベル以上のものではなく(表 1 参照)日々、入所してくる重篤化する発達課題を抱える子ども達への個別援助ができる状態になかったと推測される。

(表 1)

	S 県 A 施設 (定員 名)	S 県 B 施設 (定員 名)	N 県 C 施設 (定員 名)
職員配置数	17	6	16
児童入所数	60	30	70
国の基準	入所児童 6 名に対し職員 1 名配置		

これは当然のことながら子ども達が見せるであろう逸脱、不適応行動が施設内又は学校や地域社会内で顕在化する傾向があると思量される。しかし、当該施設にあってはこ

れは確認されていない。孤立し閉ざされた運営がされていた事実とも関連するとも考えられる。こうした状況から3施設とも施設長の権力集中のもとに(いずれの施設にもその配下で施設長権力の代行者が存在)管理、統制する仕組みが構築され、それが当該施設の文化として永年定着してきた結果であると考察される。

～権力集中化による施設管理体制～

こうした状況は、戦後孤児の大規模収容保護に始まった

衣・食・住の保障を第一義とするパラダイムのまま、今日に至っている児童養護施設の基本的問題といえる。

児童養護施設は、戦災孤児という親のいない子どもの養育の場から高度経済成長期を境に急速に進行する核家族化に伴い、養育機能を弱めていった家族の中で、関係性の不全や障害を抱える子どもの養育の場へ変わってきたのである。こうした子ども達の増加に伴い、施設養護の場には対人関係場面で適応困難な児童や、逸脱不適応行動を示すいわゆる”処遇を困難とする子どもの生活の場”へと進行していった。しかし、この間、少ない職員で大勢の子どもをケアするという仕組みは変革されることなく使い続けられている。こうした中、前述のような施設長の絶対支配への傾斜も益々進行するという悪循環に向かう施設も少なからず出現してきたと考察される。今般の3施設もこうした典型的な様相を呈している。

② また調査の結果、これまで発生した施設における権利侵害事例の多くが大都市周辺施設に偏在している事実も解った。このことの背景に高度経済成長に伴う人口構造変化、特に人口の都市への集中に伴う大都市周辺が新興住宅地として、急速に開発され、コミュニティ形成不全の中、若年層の家族が増加していった。その結果は、こうした地

域で新たな社会的要養護児童を排出していた実態、また、その一方でインフラ整備が遅れているといったことなどが緊密に関連していると思慮される。このことは今回調査対象としたS県の人口動態と家庭内子ども虐待の通告相談件数に少なからず表出されている。

E. 結論・課題

施設内虐待の根源的課題は今日の児童養護施設における戦後直後に構築された大量の児童を数保護収容するシステムが使い続けられている制度施策と、家族の中の養育機能の脆弱化に伴う養育不全状況から関係性に障害を抱えるなど様々な発達課題を負った子どもの養育という相反する状況にあるといえる。このことは、児童の社会的養護の中心的役割を担うべき児童相談所の機能の脆弱性も加わって、社会的養護を必要とする児童の発達権保障が、インテークからケア更にアフターケア、と連続性をもって何処からもその責任が十分に果たされていないという大きな問題であるといえよう。言い方を考えると、施設も児童相談所もこうした収容保護のパラダイムのままにある制度施策に依存し続け、結果として子どもの権利擁護や自立支援を果たせない状況なのである。

又、施設は旧態然たる養育システムの中、処遇を困難とする。

児童の急増に、子どもが表出する様々な不適応行動の臨床場面に対応することに日々追われる状況にある。

その結果、入所する子ども達の抱える発達課題への理解対応や養育のありかたを構築できないままにある。従って、現状の生活管理センターの養育から脱却し、子ども一人ひとりの課題に対応し、発達保障を可能とする養育理論の構築が喫緊の課題であろう。

以上の結果を踏まえ、本研究に於いては、

次年度以降、これまで多発している地域の人口動態、施設における子どもへの養育実態、職員の意識調査等を幅広く実施し、施設における虐待の予防やケアのあり方に関し一定の指標を求めていきたいと考える。

F. 業績

1. 書籍

加賀美尤祥(共著)：生活支援の基本. 児童自立支援研究会, 子ども, 家族の自立を支援するために～児童福祉施設で子どもや家庭と向き合うあなたへ～, 財団法人日本児童福祉協会, P179～P187, 2005. 6.

加賀美尤祥：児童養護施設の現状について～社会的養護のパラダイム転換と児童養護施設の役割～. 子どもの心のケア～温かく

育むために～, 小児科臨床, P343～P347, 小児医事出版社, 2005. 7.

加賀美尤祥(共著)：児童養護施設の近未来. 全国児童養護施設協議会, 子どもを未来とするために, 全国社会福祉協議会, 2003. 4.

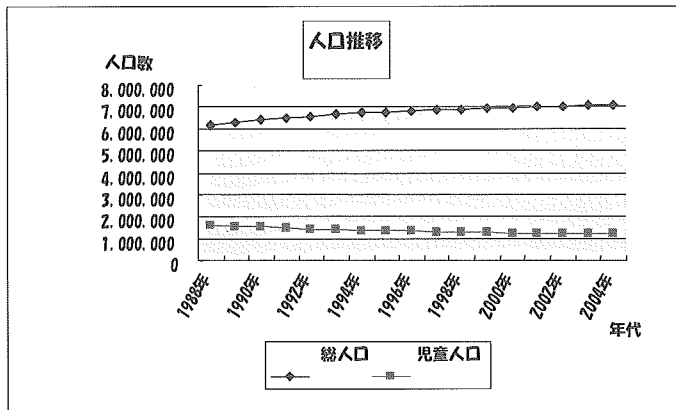
2. 雑誌

加賀美尤祥：施設養護に新たな養育論の確立を. 季刊児童養護論壇, Vol. 32 No.4, P2～P3, 2002.

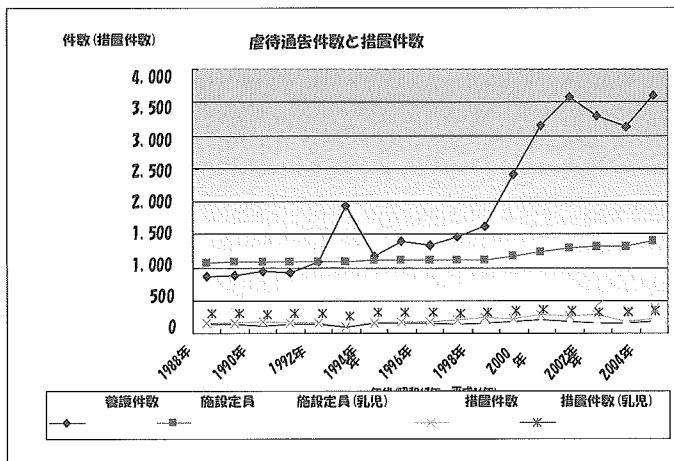
加賀美尤祥：あたりまえを実行すること。小児歯科臨床

加賀美尤祥：児童養護施設はどこへ向かうのか～全養協の果たす役割と課題～. 季刊児童養護論壇, Vol. 36 No.1, P3～P4, 2005.

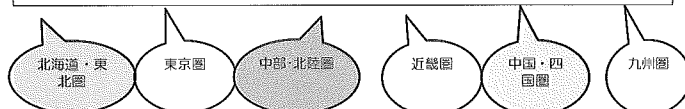
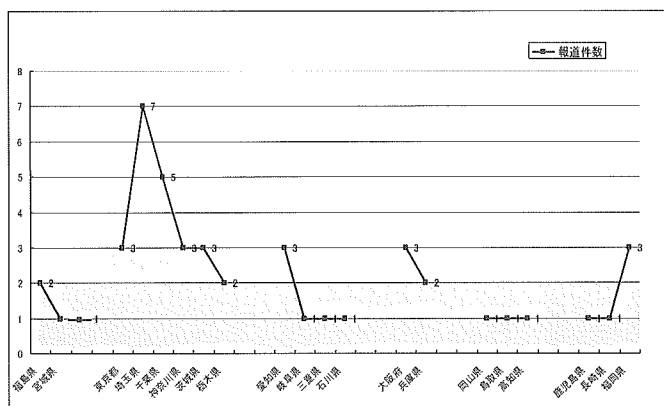
(表2-1)



(表2-2)



(表3) マスメディア等に掲載された施設内虐待件数(全国)
平成7年～平成17年度



厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書

分担研究者 田中 哲 東京都立梅ヶ丘病院

養育の適切さを欠く親へのケアとパーマネンシープラン

田中 哲（東京都立梅ヶ丘病院）

A. 序

本章は、児童虐待に対する包括的な対策を検討する中での、虐待を行う親あるいは虐待が生じた家庭に対するアプローチに焦点を当てる。またケア・プログラム全体の中での児童相談所が提供するプログラムに関しては小野論文に譲ることとし、そこでは扱われないと思われる点を中心に論を進めることにする。

研究の範囲として以下の諸点に言及する予定である。1) 親へのケアに関する現状分析と文献の検討、2) 養育困難家庭に提供できる支援プログラムの案出と実践、3) 家族再統合に必要となる地域でのケア体制に関する考察、4) 家族再統合の可否判断を含む恒久的支援計画について。

B. 研究方法（倫理面への配慮）

研究作業の中心は、上記のうち2)に相当する支援プログラムの作成と試行である。研究のデザインとしては、特定非営利活動法人『子ども虐待を考える会』（理事長・田中 哲）が平成16年度以来、同団体の中心的活動として企画・着手している、大学生対象のトレーニングプログラムに理論的な検討を加え、養育困難家庭に対する育児支援活動として実践に移すための共同作業と

して計画された。したがって実質的な共同研究者は同団体の中核メンバー（立正大学助教授・大竹 智、森 時尾、荒川 恵美子、高木 理恵ら。以下グループと呼ぶ）であるが、会を代表する形で田中のみの登録とした。

C. 論考

1) 虐待をする親に対するケア

子どもの虐待はきわめて多元的ないし多領域的な現象であるため、この現象についての議論を単独の学際でこれをカバーすることは難しい。虐待を受けた子どもに心理的なケアが必要であることについて、現在となつては異を唱える者はほとんどないが、虐待をする親をケアの対象と考えるかどうかは、同じく専門家であっても、その立場によって意見が異なるだろう。

たとえば、子どもに対する虐待は犯罪としての側面が確かにある。そしてこの側面からアプローチする警察ないし司法の視点からは、加害者である養育者に対して、その人権を保護する対象という見え方はあっても、ケアの対象と考えられる可能性はかなり低い。児童保護の観点から事態をとらえざるを得ない、地元で発見に関与した機関（保育園・学校・民生委員 etc.）や児童相談所にとつ

て親は、第一義的にはそれから子どもを守らなければならない対象であり、同時にケアの対象として活動を展開することには現実的な難しさがある。これに比べると同じく地元の行政機関でも保健センターの保健師などはもう少し見方が親よりかも知れないが、その視点はむしろ養育困難事例に対する育児支援のそれに近いと思われる。かりに福祉的な視点に立ったとしても、貧困が虐待の主要な発生要因であると考えれば、援助の方法論は自ずと心理的ケアとは異なるものになるはずである。

これに対して、親を心理的なケアの対象と考えるのは、虐待を家族全体が陥っている心理的な事象であると考えられる場合に限られるかもしれない。虐待という現象に協同して介入しようとする場合には、さまざまな状況でこうした視点による差異が生じうることは、今さらここで述べる必要もないだろうが、親へのケアはとりわけ関わる者の専門性による差が生じやすい。このことは協同作業を統括しようとする際には十分に留意する必要がある。

また、後述するような再統合プログラムを考える場合には、親へのケアはプログラムの要素として重要と考えるべきである。虐待者への何らかの働きかけがない限り、子どもが原家族と安全に生活できる条件は改善しないからである。

よく知られているように、米国では親へのケアは対策の一部としてプログラムされている。連邦法でも州法でも虐待に関する規定があり、その規定にそった対策を行使する権限は（州によって呼び名は異なるようだが）社会福祉省の中にある児童保護局（Child Protective Service: CPS）が握っている。CPSは、いわば児童保護に特化した児相のようなもので、児童の保護に関する権限を持つだけでなく、通告された虐待の調査、治療サービ

スの提供、ほかの行政サービスとの連携、予防措置の実施といった活動を包括的に行っている。1980年以降、社会状況の変化とともにCPSが批判の矢面に立たされる事態も少なくなく、こうした状況を受けてCPSはより慎重な調査機関の役割に徹し、社会的なサービスを地域共同体をベースにしたさまざまなプログラムに委ねられる傾向にあることは、表面的には現在の日本の状況と似ていなくもないが、このサービスの内容は、家庭訪問プログラム、（養育者に対する）読み書きの教育と雇用促進プログラム、ホームヘルパーによる家事サービス、緊急時における託児、家族情報センターなどを含むじつに広汎な内容のものになっている。CPSの役割は、ケアを必要とする家庭がこれらのサービスを至適なバランスで活用しながら、家庭における子どもの安全をはかることであるとされる。ただし、膨大な通告数と訴訟の増加などにより、こうした機能も十分に遂行できないという批判も寄せられている。こうした状況から、わが国の虐待問題への対応の将来像を予見できる部分も少なくないに違いない。1)2)

英国では地方自治体に属する社会サービス局（Social Service Department）が、対人援助やソーシャルワーク全般にかかわる福祉サービスを担っている。したがってこの部局の提供するサービスの対象は、虐待のある家庭以外にも、身体的・精神的障害を有する人々、依存症者、犯罪前歴者、高齢者、ホームレス、崩壊家庭、里親・養子縁組家庭と実に多岐にわたっている。日本の児相や米国のCPSのような、児童に特化した福祉行政機関が存在しないことがむしろ特徴であるとも見える。

それに照応してとも言えようか、子どもに関わる専門機関がかなり強い虐待対応の専門性と役割を持たされていることがもう一つの特徴である。あらゆる教育機関と病院に